

(平成21年3月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年2月及び同年3月
② 昭和58年4月から61年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間①及び②の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

社会保険庁の記録では、昭和58年2月7日に国民年金の資格喪失届を提出し、その後送られてきた納付書によって納めた同年2月及び3月の保険料が還付されたことになっていた。私は国民年金の資格喪失届を提出したことも、保険料の還付を受けたこともなく、保険料を継続して納付していたはずであり、申立期間①及び②が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する領収書により、昭和58年2月及び3月の国民年金保険料が納付されたことが確認できる。

また、社会保険事務所及びA町（当時）の記録では、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日が昭和58年2月7日となっているにもかかわらず、同年2月14日付で町役場から申立人に対して申立期間①に係る保険料納付書が発行され、同年2月25日付でその保険料が収納されているなど、行政側の事務処理に過誤のあった可能性がうかがえる。

さらに、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和54年4月から同年6月までの期間、国民年金被保険者資格を喪失し、同期間の保険料が還付されたことが示されているものの、後に過年度納付により納付済みとなっていることが見て取れ、当該処理が制度上適正なものとは考えられないなど、申立人の還付記録は不自然である。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を地元の金融機関で納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①と異なり、納付書が発行された形跡は見当たらない。また、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及びA町（当時）の国民年金被保険者名簿から、申立期間②は任意加入の未加入期間であることが確認でき、納付書が発行されなかったものと推認できる。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は昭和 61 年 4 月から平成 16 年 7 月までの期間、第 3 号被保険者となっていることが確認できるが、第 3 号被保険者制度の導入に伴い、社会保険庁が昭和 60 年当時、国民年金の任意加入者に送付した現況届書を申立人は受け取った記憶が無いとするなど、申立期間②について任意加入者として保険料を継続して納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から45年3月まで

私が二十歳になった時に父親が国民年金加入手続を行ってくれ、父親が町内会長の集金人に保険料を納めていた。父親は今も健在で、私の保険料について「初めての子の保険料だったので良く覚えている」と言っている。兄弟は皆、父親が加入手続を行い、保険料を納めてくれている。それなのに私だけ加入手続が行われていないなどとは考えられず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は15か月と比較的短期間であるとともに、申立期間以外は国民年金加入期間に未納は無く、申立人が、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、制度発足以降の国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、昭和51年4月以降の134か月間は付加保険料を納付するなど、父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は父親が国民年金委員を通して国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとしているところ、居住地近隣の国民年金委員の証言により、当時、国民年金委員が国民年金への加入勧奨及び加入手続を代行していたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人の妹、弟3人は、父親がそれぞれの二十歳到達時に国民年金加入手続を行い、保険料を納付してくれたと証言しており、事実、次妹及び弟は二十歳から国民年金に加入し、独立するまでの間、保険料の未納がないことが確認できることから、納付意識の高い父親が申立人のみについて二十歳到達時点でも国民年金に加入させず保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、A市からは、父親の納付記録は確認できるものの、父親と共に国民年金加入期間の保険料を完納している申立人の母親の納付記録は確認できないとの回答があるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和46年8月から47年3月までの納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間当時、家業である小売業に両親とともに従事していた。父が国民年金の加入手続きを行い、母が地区の年金委員宅に行き、一家三人分の保険料を納付していた。納付し忘れた時は年金委員が催促に来た。20歳到達時から国民年金に加入し保険料を納付したはずなのに、加入直後の申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間は保険料をすべて納付しており、申立人の両親も制度開始より国民年金に加入し、加入期間の保険料を完納していることから、申立人家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、母親が地区の国民年金委員に申立人及び両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、事実、申立人の居住する地域においては納付組織が存在し、保険料を徴収していたことが確認できることから申立内容には信憑性が認められる。

さらに、申立人家族は申立期間当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い母親が、申立人の申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年12月まで
市役所に勤務する姉から年金の大切さをずっと聞かされてきた上、姉が国民年金加入手続を行った。姉の職業柄、絶対に納付漏れはないだろうし、姉もその旨申している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付し、厚生年金保険との切替手続も適切に行っている。

また、申立人は、姉が申立人及び母親の国民年金保険料を納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、母親は国民年金加入期間の保険料を完納し、付加保険料も納付していることが確認できることから、姉の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は体が不自由なため、姉が申立人に代わり国民年金の加入手続を行ったとしているところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年7月前後に同年6月29日を資格取得日として払い出されている(同年8月31日に誤適用として取消)ことが確認でき、この時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であり、保険料納付意識の高い姉が申立人の申立期間のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は昭和54年7月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、以降は国民年金の強制加入者となるべきにもかかわらず、申立人の国民年金手帳記号番号は資格取得日の変更がなされないまま、同年8月31日に誤適用を理由に取り消されるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった

ことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月及び同年9月

昭和58年8月及び同年9月の国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答をもらった。国民年金には46年12月1日をもって任意加入し、保険料は町内会の集金や銀行払い込み等で納付していた。

申立期間の国民年金保険料も、納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。納付済みと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金制度への理解や保険料納付に関する意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、国民年金保険料を町内会の集金又は銀行窓口で納付したとしているところ、事実、申立期間当時、申立人が居住する地域では、納付組織による保険料収納が行われていたことが確認できるとともに、申立期間前後は保険料が納付済みである上、申立人の生活状況に大きな変化がみられないことから、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年3月まで
平成19年7月に社会保険事務所で納付記録を調べてもらったら、申立期間の国民年金保険料が未納との回答を受けびっくりしている。
亡き父が私の結婚前に「国民年金の保険料はかけてある」と言っていたので、納付漏れなどは無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、申立期間の保険料を納付していたとする父親は、制度開始より国民年金に加入し、国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人の父親の保険料納付意識は高かったと認められる。

また、社会保険庁の記録により、父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄の昭和36年4月から39年9月までの期間及び40年1月から同年3月までの期間の保険料並びに兄嫁の36年4月から39年9月までの期間の保険料が、第1回特例納付により納付されていることが確認できるとともに、申立人の45年度の保険料が46年8月28日に過年度納付されていることが確認できることから、第1回特例納付実施期間中のこの時点で、特例納付及び過年度納付により申立期間の保険料をすべて納付することが可能であるにもかかわらず、納付意識の高い申立人の父親が45年度分の保険料のみを納付し、申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から同年12月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。結婚当時、父から将来大切な年金を納めておいたから、今後も続けて納めるようにと強く言われ、結婚後も継続して納めてきたつもりなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間中に未納が無く、厚生年金保険との切替えも適切に行っているなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和39年10月に払い出され、申立期間直後の38年1月から39年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人が納付可能な申立期間の保険料を納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年7月まで

私が20歳になったときに、旧A町役場から年金手帳が送付されてきたような気がする。当時、自営業（建築業）を営んでいた父が、父母、私の3人分の保険料を納付していたと思う。厚生年金保険と国民年金の切替手続に役場に行くたびに、未納は無いと言われていたので、申立期間が未納となっていたのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付し、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適正に行っており、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の両親も、国民年金制度発足の昭和36年4月から60歳になるまで国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人家族の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人に係る旧A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の昭和53年3月の保険料を同年3月25日に納付していることが確認でき、納付意識の高い父親が申立人の国民年金加入直後の1か月のみ納付し、申立期間を未納のままにしておくのは不自然である。

さらに、本来であれば、年度内に一部未納期間がある場合には特殊台帳が作成されるが、申立人に係る特殊台帳が無いなど行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月及び同年6月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、平成4年5月及び同年6月の納付事実が確認できないとの回答をもらった。

当時、A市に住んでおり、平成4年4月末に病院を退職したので、同年5月ころA市B区役所2階で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、それぞれの保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険との切替手続も適正に行っているとともに、一時同居していた両親も制度開始から国民年金に加入して保険料を完納していることから、申立人及び申立人の両親の年金制度や保険料納付に関する意識は高いものと認められる。

また、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月から同年10月の間に払い出されていることが確認でき、申立期間は現年度納付が可能であるため、納付意識の高い申立人が申立期間のみ保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び納付方法に関する記憶は、具体的かつ鮮明であり、申立人が納付したとする保険料額は、実際の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年9月まで

私は国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付していた。継続第一を通してきたので未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、申立人の妻も申立人の申立期間を含めすべて納付しているなど、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、A町（当時）の国民年金被保険者名簿の検認記録により、申立人は申立期間直前の昭和39年3月の保険料を40年3月17日に、申立期間直後の39年10月から40年3月までの保険料を41年11月22日にそれぞれ納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人が申立期間の前後の期間を納付して申立期間を未納にしておくのは不自然である。

さらに、申立人の保険料納付状況についての記憶は具体的かつ鮮明であり、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年5月10日から37年10月31日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日を36年5月10日、資格喪失日を37年10月31日とし、申立期間の標準報酬月額を、36年5月は1万4,000円、同年6月から10月までは1万6,000円、同年11月から37年1月までは1万8,000円、同年2月から9月までは1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月10日から37年10月31日まで
② 昭和37年11月1日から38年4月1日まで

昭和36年5月から37年10月までのA株式会社B工場に勤務していた期間と、37年11月から38年3月までのC町立D小学校及び同校E分校に勤務していた期間について、社会保険事務所から、厚生年金保険に加入していない旨の回答を受け取った。A株式会社B工場に勤めていたことは、当時のバス定期券（A株式会社発給）及び賃金明細表もあり明確である。また、C町立D小学校E分校には臨時職員として勤務していたが、F県教育委員会の職歴証明書及び小学校助教諭免許状もある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管していたA株式会社B工場の賃金明細表、同事業所発給のバス定期乗車券及び昭和60年ころに申立人がG小学校に提出した履歴書（下書き）の控から、申立人が申立期間においてA株式会社B工場に勤務していたことが推認できる。

また、賃金明細表において「社会保険料」が給与から控除されていること

が確認でき、その金額は、ほとんどの月において、当時の給与に見合う標準報酬月額に対応する厚生年金保険料額を超えている。

さらに、A健康保険組合は、申立期間に係る健康保険の記録を保存していないが、申立人は、小学校に勤務するまで（申立期間②を除く）健康保険証をもらった記憶は無いとしていることから、給与から控除されている「社会保険料」は、健康保険料ではなく厚生年金保険料であると推認できる。

以上のことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B工場の賃金明細表における給与額等から、昭和36年5月は1万4,000円、同年6月から10月までは1万6,000円、同年11月から37年1月までは1万8,000円、同年2月から9月までは1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定、さらに被保険者資格取得・喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して資格の得喪に係る届出は行われていないものと認められる。したがって、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年5月から37年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、F県教育委員会提出の職歴証明書等により、申立人が、昭和37年12月1日から38年3月31日まで、C町立D小学校E分校に勤務していたことが確認できる。

しかし、当時の公立小学校については、それを管轄するF県の教育事務所が一括して厚生年金保険適用事業所となることとされていたが、同校を管轄していたH教育事務所の厚生年金保険の適用は昭和50年7月1日であり、申立期間は同教育事務所が適用事業所でない期間である。

また、申立人が勤務する前年度に同校に勤務していた者も、勤務していた期間（昭和36年12月1日から37年3月31日まで）において厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に加入し保険料も納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

新潟国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から55年3月まで

平成19年6月に、昭和45年4月から55年3月までの国民年金保険料納付記録を照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を得た。申立期間中は、個人の工務店にて親方に付いて大工の修行をしていた。国民健康保険に加入し、確定申告も行っていった。工務店の奥様に国民年金加入手続と毎月の保険料納付をお願いしていた記憶があり、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間当時の事業主夫婦から証言を得ることもできないことから、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年5月に払い出されたことが確認でき、この時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない。

さらに、申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらず、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から52年3月まで

私が20歳に到達した昭和42年11月に、真面目で几帳面な性格の父が国民年金の加入手続をしてくれたはずである。申立期間のうち婚姻前は父が保険料を納付しており、昭和46年5月の婚姻後は私が毎月市役所で納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した昭和42年11月に、父親が国民年金加入手続を行ってくれたとしているが、国民年金手帳記号番号の縦覧及びオンライン氏名検索によっても、申立人には平成9年1月に厚生年金保険被保険者記号番号として払い出された基礎年金番号のほかに国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人は、婚姻前は父親が申立人の保険料を納付したとしているが、当時同居していた父親は既に他界しているため、納付状況が不明である。

さらに、申立人は、昭和46年5月の婚姻後は毎月、自分が市役所で納付していたとしているが、少なくとも50年4月以降は3か月ごとの納付であったことなど申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から47年12月まで

A事業所に勤務していた期間、社長が国民年金保険料を給与から天引きして納付してくれていた筈である。納付記録を確認したところ、当該会社勤務期間がすべて未納になっていて納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするA事業所の事業主は既に他界しているため、加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年11月30日に払い出されたことが確認できることから、この時点で申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、氏名検索によっても申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない。

さらに、申立期間において、A事業所の事業主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人は事業主から納付していたことを聞いた記憶もないとしている。

加えて、申立人は、A事業所に勤務していた期間は国民年金保険料を事業主により給与から天引きされていたとしている一方、申立期間直後の昭和48年1月から同年12月までの期間については、A事業所に勤務していたにもかかわらず、申立人自身が保険料を納付したとする領収書を所持しているなど、申立内容に不自然な点がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 604

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から52年6月まで

昭和45年ころ、市役所から通知がありましたので、自治会を通じて国民年金に加入し、同年12月から国民年金保険料を納めました。加入手続は自治会長が行ってくれました。

国民年金保険料は、毎月23日ころ自治会長の集金で納めていました。毎月4,000円ぐらゐを負担していました。第2子(双子)を出産後でお金のないところへ、23日ころ集金に来られて、夫の給料日が25日でしたから、大変難儀な想いをしたので、よく覚えています。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年8月に払い出されており、この時点で申立期間の大部分は時効により納付することができない。

また、氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は自治会長を通じて行ったとしているが、自治会長はすでに他界し、当時の状況を聴取できないことから、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況が不明である上、申立人の記憶する納付額は当時の保険料額と大きく乖離している。

加えて、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 17 日から 48 年 8 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 63 年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A 株式会社に勤務した申立期間①及び B 市(現、C 市)の近辺にあった D 組に勤務した申立期間②について、厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

いずれの事業所とも給料明細書等の証拠は無いが、当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとしている A(株)の当時の事業主は既に他界しており、証言を得ることができない上、同社の下請けをしていた E 事業所の事業主の妻は、申立人は E 事業所の従業員として 3～4 年ほど働いていたことがあると証言している。

また、申立人が記憶している元同僚二人は既に他界していることなどにより、申立期間における申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、社会保険庁の記録には、申立期間において健康保険被保険者証の番号に欠落は無く、申立人に係る記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、B 市(現、C 市)周辺には、申立期間当時、株式会社 D 組及び D 組(現、F 株式会社)の存在が確認できるが、いずれの事業所も当

時の関係資料を調査したが資料は残っておらず、申立人の在籍について確認できないと回答している上、いずれの事業主も申立人について記憶が無いと証言している。

また、申立人は同僚の氏名の記憶が無く、両事業所における雇用保険の記録も無いことから、申立人の主張以外、いずれの事業所における勤務実態も確認することができない。

さらに、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 7 月 1 日から 48 年 6 月 30 日まで
② 昭和 49 年 1 月 24 日から 50 年 4 月 5 日まで

A社B支社を退職した後、海外に行くため会社に相談したところ、脱退手当金を受け取ることができると聞き、手続をし、脱退手当金を受け取った記憶がある。

社会保険事務所からの回答では、海外から戻った後、勤務したC社を退職後、A社B支社分とあわせて脱退手当金を受け取ったとのことであるが、当時はお金に困っていない為、脱退手当金を請求するはずがない。A社分を二度も受給していないし、二社分をまとめて受給した覚えも無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間を合算した脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月半後の昭和50年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から27年10月26日まで

昭和22年2月1日から27年10月26日までのA社の厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所から脱退手当金の支給を受けているため年金額の計算に算入されない旨の回答をもらった。当時、脱退手当金を受給した覚えはないので、厚生年金保険の加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和28年1月23日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社において脱退手当金の支給記録がある者に確認したところ、退職時に当該事業所から脱退手当金制度について説明があり、代理請求により受給したと思うとの供述がある。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 8 日から 29 年 6 月 16 日まで

私は、昭和 25 年 10 月 8 日から 29 年 6 月 16 日まで A 社に勤務し、病気のため同社を退職した際に脱退手当金を受けようと請求したところ、社会保険事務所より 2 回目は支給できないとの通知があり、脱退手当金の支給を受けていない。しかし、厚生年金保険被保険者記録には脱退手当金が支給されたことになっており、厚生年金保険被保険者期間に算入されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所から病気を理由とする退職に脱退手当金は支給できないとの通知を受けたとしているが、社会保険事務所には当時の申立人に係る政府管掌健康保険の継続療養給付及び傷病手当金等の記録が無く、不支給となった形跡はうかがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 29 年 10 月 7 日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 29 日から 36 年 5 月 14 日まで
昭和 32 年 3 月 29 日から 36 年 5 月 14 日まで A 社 B 工場で働いたが、家の都合で退職した。退職時に脱退手当金を請求したことも受給したことも思い当たらない。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者（女性）のうち、申立人と同一日に資格を取得した者 150 名について調査したところ、脱退手当金受給資格を有する者は 93 名であり、このうち 75 名について脱退手当金の支給記録が確認できる上、会社が手続してくれて受給したと供述している者がいることを踏まえ、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の事業所を退職後、強制加入期間があるにもかかわらず昭和 43 年 5 月まで国民年金に加入していないことから、脱退手当金が支給決定された当時、年金として受給する意識が高かったとは考え難い。

加えて、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 40 年 4 月から同年 9 月まで

年金記録を確認したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）の厚生年金保険の記録が抜けていた。両社とも正社員として申立期間に在籍・勤務しており、給与から保険料（4,000円程度）を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当時の会社の状況（本社及び寮の所在地、1日の業務の流れ等）を鮮明に記憶していることから、申立人がA社（C支店）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社の事業を引き継いだD社は、A社の社員であれば在籍記録が残されているが、申立人の在籍記録は無いと回答しており、ほかに勤務期間を確認できる資料も無い。

また、当時からの事務担当者は、各支店が採用した従業員の社会保険への加入手続は本社が一括して行っていたため、在籍記録が存在すれば、加入手続は適正に行われたと思われるが、採用した従業員について支店が本社に報告しない場合には、加入手続が行われなかったとしている。

さらに、申立人は当時の厚生年金保険料は4,000円程度であったとしているが、同時期に在籍していた従業員の標準報酬月額から、当時の厚生年金保険料を算出してみると、およそ1,000円程度となり、申立人の記憶している金額と乖離^{かいり}がある。

加えて、社会保険事務所保管のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る

社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 2 申立期間②について、事業主及び当時の同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間②に在籍していた元従業員は、当時は人の出入りが激しかったため半年間の見習期間があり、その後、正社員となった際に初めて社会保険に加入したと証言している。

また、申立人は当時の厚生年金保険料は4,000円程度であったとしているが、同時期に在籍していた従業員の標準報酬月額から当時の厚生年金保険料を算出してみると、およそ1,000円程度となり、申立人の記憶している金額と乖離^{かいり}がある。

さらに、社会保険事務所保管のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②において健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 24 日から 42 年 1 月 1 日まで

A社に昭和 42 年 1 月 1 日に採用される前の期間、臨時職員としてB支社C事業所のD班（41 年 3 月 24 日から同月 31 日まで）及びE班（41 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

F株式会社提出の職歴等記載事項証明書及び申立人所持の経歴書から、申立人が申立期間当時、A社B支社C事業所で臨時雇用員として勤務していたことが確認できる。

しかし、団体Gは、「申立期間当時のA社では、臨時雇用員に対しては共済組合員資格が付与されておらず、厚生年金保険への加入は事業所単位の裁量に委ねられていた。」としているところ、申立人と同じC事業所で厚生年金保険に加入していた者の記録は確認できない。

また、F株式会社B支社は、「在職中における年金加入記録等については確認書類が存在しない。」と回答しており、申立期間中において厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについての記憶が無く、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで

退職時、退職金は貰っていない。また、厚生年金保険被保険者証は会社の金庫に保管してあり、退職時に申出をした人のみに被保険者証を渡していたようだが、自分は貰っていない。会社の人が大事なものだから厚生年金保険被保険者番号をメモしておくように言われてメモをした。

脱退手当金を受け取った覚えはないし、誰が手続き受け取ったのか書類の筆跡を確認しないと納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 25 年 8 月 9 日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月3日から同年9月15日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、昭和25年1月3日から同年9月15日まで未加入となっていた。この間も引き続きA株式会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の相続人は、申立人は昭和23年9月1日から29年8月31日までA(株)に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録から、23年9月1日から25年1月3日までは、B県内にあったC事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得していること、及び戸籍の附票から、申立人が25年9月1日にD県内に住所を定めたことが確認できる。

また、A(株)の事業を引き継いでいるE(株)は、当時の人事及び賃金の記録は既に廃棄しており、当時の事情を知っている者もないと回答している。

さらに、申立人の相続人は、申立期間において、申立人がC事業所とA(株)以外の事業所に勤務していた可能性は無いと述べている上、保険料控除を確認できる資料も無いとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 4 日から 30 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 10 月 14 日から 32 年 10 月 21 日まで
昭和 27 年 5 月 4 日から 30 年 3 月 1 日まで及び 30 年 10 月 14 日から 32 年 10 月 21 日までの厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を受給していない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 30 年 5 月 17 日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

2 申立期間②について、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 33 年 3 月 6 日に支給決定されているほか、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために資格記録等を回答した旨の記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

3 いずれの申立期間についても、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 19 日から 39 年 3 月ころまで
A社に、昭和 39 年 3 月頃までウェイトレスとして2交代制で勤務した。
給与明細は母親に渡していたため覚えていないが、継続して2年間勤めた記憶があるので厚生年金保険加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主の証言及び社会保険庁の記録から、申立人がA社に勤務していたことは確認できるが、母親は既に他界しており、当時の同僚からも証言を得ることができないため、申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できない。

また、社会保険事務所保管の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶が曖昧^{あいまい}な上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料も無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 2 日から 36 年 1 月 16 日まで

昭和 29 年 5 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで及び 32 年 10 月 2 日から 36 年 1 月 16 日までの厚生年金保険の期間について脱退手当金を支給していると回答を受けたが、同期間について脱退手当金を受給した覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 10 か月後の昭和 36 年 11 月 28 日に支給決定されているほか、被保険者台帳には当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等が社会保険庁から回答された旨の記録が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。